



三重県公報

平成29年12月4日（月）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	公 告		
	平成29年度三重県一般会計補正予算の公表	(財 政 課)	1

公 告

平成 29 年度三重県一般会計補正予算が平成 29 年 11 月 30 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 12 月 4 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）

平成29年度三重県一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,412,055千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ713,345,651千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。
（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前 の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,237,454千円	49,125千円	1,286,579千円
	2 負担金	1,135,208	49,125	1,184,333
9 国庫支出金		75,134,426	3,858,845	78,993,271
	1 国庫負担金	42,371,989	3,794,877	46,166,866
12 繰入金		30,548,866	63,968	30,612,834
	2 国庫補助金	21,551,334	501,232	22,052,566
15 県債		21,334,417	501,232	21,835,649
	2 基金繰入金	108,050,000	4,002,853	112,052,853
	1 県債	108,050,000	4,002,853	112,052,853
歳入合計		704,933,596	8,412,055	713,345,651

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		40,754,574千円	28,110千円	40,782,684千円
	8 防災費	1,871,965	28,110	1,900,075
3 民生費		104,894,494	44,016	104,938,510
	4 災害救助費	12,303	44,016	56,319
6 農林水産業費		28,130,434	480,000	28,610,434
	4 林業費	7,114,535	480,000	7,594,535
8 土木費		66,221,062	1,758,551	67,979,613
	1 土木管理費	17,528,419	542,386	18,070,805
	2 道路橋りょう費	29,845,575	36,000	29,881,575
	3 河川海岸費	11,259,676	939,822	12,199,498
	4 港湾費	2,850,047	209,425	3,059,472
	5 都市計画費	3,767,138	30,918	3,798,056
10 教育費		170,476,633	5,331	170,481,964

	6 社 会 教 育 費	407,135	5,331	412,466
11 災 害 復 旧 費		8,491,238	6,096,047	14,587,285
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,216,093	245,760	2,461,853
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,275,145	5,690,000	11,965,145
	3 自 然 公 園 等 施 設 災 害 復 旧 費	-	5,000	5,000
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費	-	109,334	109,334
	5 社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 費	-	45,953	45,953
歳 出 合 計		704,933,596	8,412,055	713,345,651

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額	
6 農林水産業費	4 林業費	治山事業費	480,000	
		県単治山事業費	52,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	県単治山事業費	428,000	
		県単治山事業費	668,110	
	3 河川海岸費	県単道路改良費	20,000	
		宮川堰堤維持費	13,350	
	6 農林水産業費	君ヶ野堰堤維持費	君ヶ野堰堤維持費	2,150
			鳥羽河内ダム関連事業費	1,800
		砂防調査費	県単河川局部改良費	92,940
			砂防調査費	5,400
6 農林水産業費	県単河川局部改良費	砂防調査費	33,400	
		県単急傾斜地災害緊急対策事業費	245,000	
6 農林水産業費	県単海岸局部改良費	県単海岸局部改良費	172,000	

11 災 害 復 旧 費	4 港 灣 畫 費	費	改 修 費	62,060
	5 都 市 計 畫 費	費	港 灣 改 修 費	20,010
			都 市 公 園 等 一 體 整 備 促 進 事 業 費	6,161,628
	1 農 林 水 產 施 設 災 害 復 旧 費		團 體 營 災 害 耕 地 復 旧 事 業 費	780,000
			治 山 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	63,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		平 成 2 9 年 災 害 土 木 (建 設) 復 旧 費	5,216,000
	3 自 然 公 園 等 施 設 災 害 復 旧 費		自 然 公 園 等 施 設 災 害 復 旧 事 業 費	5,000
	4 教 育 施 設 災 害 復 旧 費		県 立 学 校 災 害 復 旧 費	54,180
	5 社 会 福 祉 復 旧 施 設 等 費		社 会 福 祉 施 設 等 災 害 復 旧 对 策 事 業 費	43,448
	合 計	計		7,309,738

第3表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害医療救助対策事業費	千円 14,853	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換ええることができるものとする。
自然公園等施設災害復旧事業費	5,000	"	"	"
県立学校災害復旧事業費	23,000	"	"	"
社会福祉施設等災害復旧対策事業費	15,000	"	"	"
計	57,853			

変 更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	起債の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
治 山 費	2,363,000	千円	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	8.5以内	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	2,809,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資条件により、据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	
公 共 土 木 施 設 維 持 費	4,930,000			"	"	"	5,124,000	"	"	"	"	
道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	18,242,000			"	"	"	18,272,000	"	"	"	"	
河 川 改 良 費	3,987,000			"	"	"	4,115,000	"	"	"	"	
砂 防 費	1,416,000			"	"	"	1,789,000	"	"	"	"	
海 岸 保 全 費	646,000			"	"	"	980,000	"	"	"	"	

港	灣	建	設	費	717,000	"	"	"	852,000	"	"	"
公	園			費	194,000	"	"	"	210,000	"	"	"
平成29年災害土木復旧費					1,675,000	"	"	"	3,964,000	"	"	"
計					108,050,000				111,995,000			

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
